

2019年8月20日
日 本 銀 行

「米ドル資金供給オペレーション等にかかる「担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額」を算定するための率」の一部改正について

日本銀行は、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」の一部改正^注に伴い、「米ドル資金供給オペレーション等にかかる「担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額」を算定するための率」（平成29年1月31日決定）を別紙のとおり一部改正し、2019年10月1日から実施することとしましたので、お知らせします。

注：日本銀行のホームページ（<http://www.boj.or.jp>）掲載の2019年6月20日付の「「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定等について」をご参照ください。

以 上

<本件照会先>

金融市場局市場調節課（03-3277-0055）

「米ドル資金供給オペレーション等にかかる「担保の差入りに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額」を算定するための率」中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日付政委第30号別紙1.）
~~1-2-1-1.~~ に定める率